

## **[事案 28-273] 入院給付金支払請求**

・平成 29 年 5 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたことを理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

糖尿病等により、日常生活に気力がわかず、死にたい気持ちにもなることから、うつ病により入院した。本入院中の外泊は、自立訓練として医師の許可を得て行ったものであるから、約款上の「入院」に該当するため、平成 22 年 9 月に契約した終身医療保険について、入院期間から外泊した分を除いた入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

うつ病において入院治療が必要とされるのは、自殺の危険性が高い、抗うつ薬の点滴療法や電気けいれん療法あるいは抗うつ薬の副作用のための処理が必要、家庭や職場の業務があつて外来治療では安らぐことができない等の事情が認められる場合であるが、本入院にはこれらの事情は認められないので、約款に定める「入院」には該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の治療内容等を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、提出された医療記録等を踏まえれば、入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。